# 度会町電気自動車等購入費補助金の手引き

度会町では、脱炭素の観点から、電気自動車、燃料電池自動車を購入された方へ、予算の範囲内で補助金を交付します。

## ■　補助制度の概要

### １　補助金の対象となる人

次に記載する内容を全て満たす必要があります。

①　度会町に住所を有する個人であること。

②　自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が町内であること。

③　電気自動車等を新車で購入していること。

④　初度登録年月日が令和６年４月１日以降であり、補助金申請日が初度登録の翌日から起算して１年経過していないこと。

⑤　（一社）次世代自動車振興センターが実施する補助金事業の対象車両として認定され、CEV 補助金の交付を受けていること。

⑥　補助金申請者は、自動車検査証に記載された所有者であり、かつ、使用者であること。
※　割賦払いにより購入し、車両の所有者と使用者が異なる場合、割賦払い終了後に、所有権の移行が可能となっているものが対象となる。

⑦　販売及び貸与を目的とした購入でないこと。

⑧　過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

⑨　度会町暴力団排除条例（平成 23 年度会町条例第３号）第２条第１項に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員に該当しないこと。